

住民相談窓口の設置

- ▶ 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置（原子力規制庁）。
- ▶ 県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置。
- ▶ ウェブサイトでは、県及び関係市の問合せ対応を支援。

実施体制等未確認

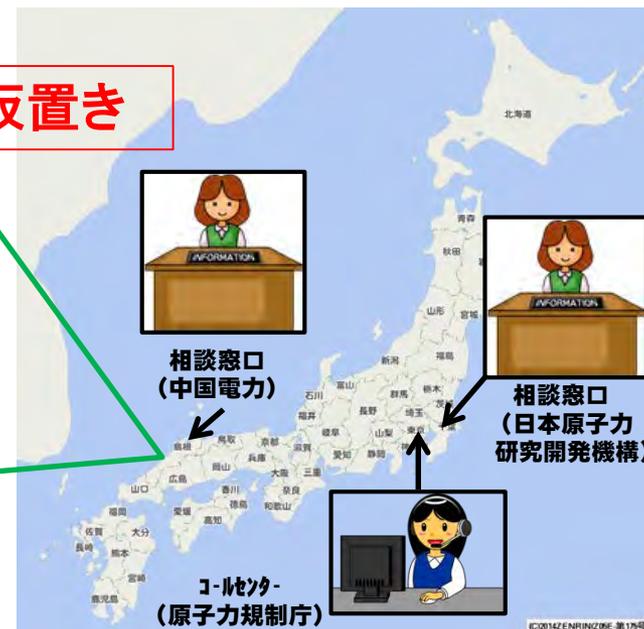
島根県の例



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ① 事故の発生日時及び概要
- ② 事故の状況と今後の予測
- ③ 原子力発電所における対応状況
- ④ 行政機関の対応状況
- ⑤ 住民等がとるべき行動
- ⑥ 避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦ 被災企業等への援助・助成措置
- ⑧ 被災者への損害賠償請求（中国電力株）

仮置き



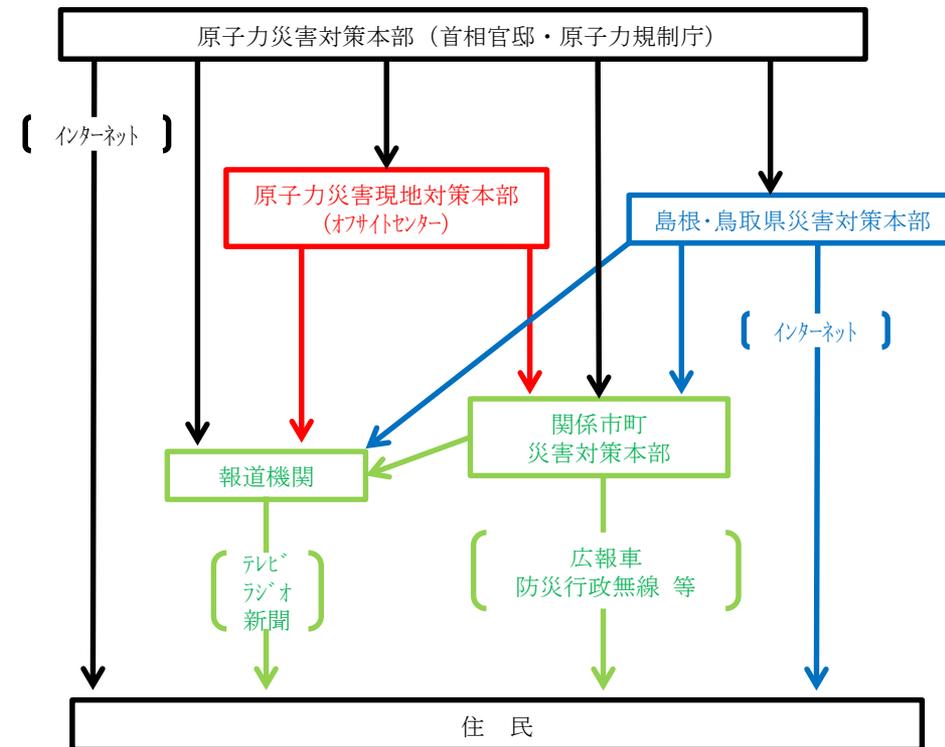
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

（一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有）

【情報発信のイメージ】



6. 区域別・対象者別の防護措置等

<対応のポイント>

学校においては、帰宅に支障がある場合を除いて児童・生徒を帰宅させ、家庭において保護者とともに避難に備えることを原則とする（PAZ、UPZ共通）。

PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で即時避難。ただし、避難よりも屋内退避が優先される場合には屋内退避を実施する。

UPZ内においては、OIL2（ $20 \mu\text{Sv/h}$ ）を超える区域を1日以内を目途に特定し、1週間程度内に一時移転を実施する。

区域別・対象者別の防護措置等

区域	対象者		防護措置			
			警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	早期防護措置 (OIL2)
P A Z	児童生徒		保護者の元へ帰宅	緊急退避所へ移動	避難	
	避難行 動要支 援者	避難困難者（※1）		屋内退避準備	屋内退避	
		施設敷地緊急事態要 避難者（在宅）	避難準備	避難		
		施設敷地緊急事態要 避難者（入所者）	避難準備	避難		
	一般住民			避難準備 安定ヨウ素剤服用準備	避難 安定ヨウ素剤服用	
U P Z	児童生徒		保護者の元へ帰宅	保護者の元へ帰宅	原則、屋内退避 指示により避難	
	避難行 動要支 援者	避難困難者（※1）		屋内退避準備	屋内退避	一時移転
		在宅者		屋内退避準備	屋内退避（※2）	一時移転
		施設入所者		屋内退避準備	屋内退避（※2）	一時移転
	一般住民			屋内退避準備	屋内退避（※2）	一時移転
U P Z 外	児童生徒					放射線物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施
	避難行 動要支 援者	避難困難者				
		在宅者				
		施設入所者				
一般住民						

※1) 無理に避難すると健康リスクが高まる者を「避難困難者」とした。

適切な搬送体制の確保を待って避難、一時移転させる。

※2) プラントの状況悪化に応じて段階的に避難、安定ヨウ素剤の服用を実施することもある。

7. PAZ内の防護措置等

<対応のポイント>

PAZ内の学校・保育所の児童生徒は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態の段階で、避難・屋内退避を実施する。

PAZ内の一般住民は、全面緊急事態の段階で、避難を実施するとともに、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

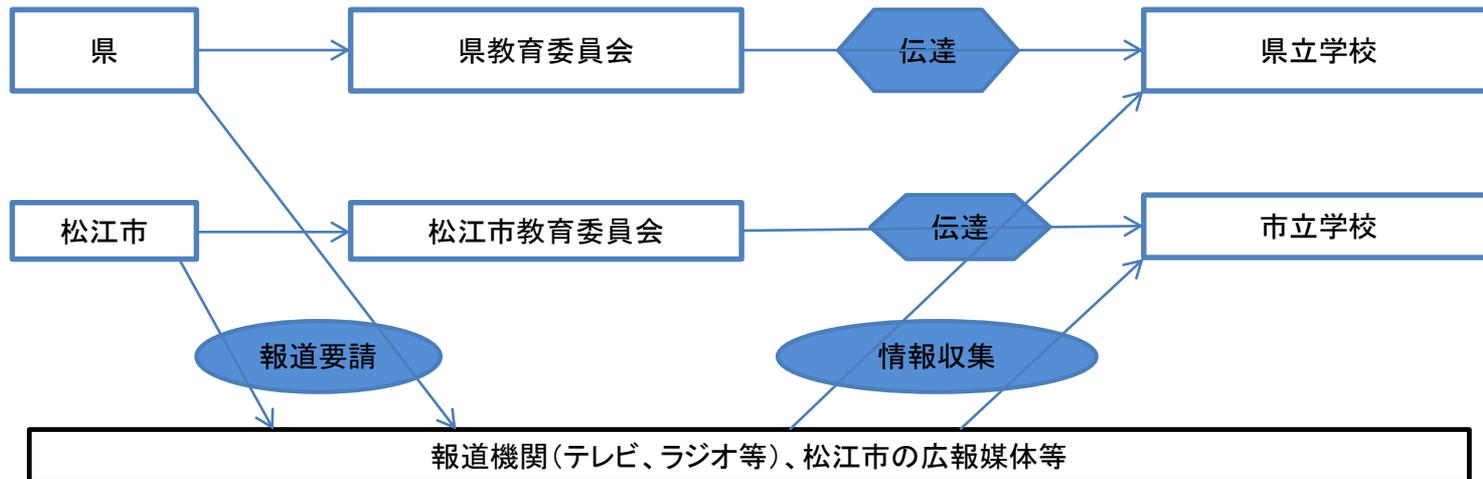
学校・保育所の児童生徒の保護者の元への帰宅、避難① (保護者の元への帰宅、避難の時期等)

- ▶ 警戒事態段階では、安全を確認した上で保護者の元に帰宅させる。
- ▶ 施設敷地緊急事態段階で、学校に児童・生徒が残っている場合は避難に備え学校で待機させ、災害対策本部から指示があれば、PAZ外の緊急退避所へ移動する。
- ▶ 全面緊急事態段階は既に緊急退避所へ移動を開始している段階。学校に児童・生徒が残っている場合には災害対策本部からの指示に従い避難する。

各段階における児童・生徒の動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">学校</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自宅</div> </div> <p>【保護者の迎え要請】</p>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">学校</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">緊急退避所</div> </div> <p>【県が確保し、市と協力して手配するバス】</p> <p>※保護者へ引き渡し（保護者は避難準備完了後、児童・生徒を受取）</p>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">学校</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">避難所</div> </div> <p>【県が確保し、市と協力して手配するバス】</p> <p>※既に緊急退避所に移動済と考えられるが、移動が完了しないうちに全面緊急事態となった場合</p>

情報の伝達経路(公立学校の場合)



学校・保育所の児童生徒の保護者の元への帰宅、避難② (学校、保育所、一時退避所の所在地図及び避難方法等)

- PAZ内には、小中学校が5校、幼稚園・保育園が7園、その他学校2校がある。
- 施設敷地緊急事態では、緊急退避所（松江市総合体育館、予備：くにびきメッセ）へバスにより移動する。
- 全面緊急事態は、既に緊急退避所へ移動を開始している段階だが、学校に残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い、島根県が確保し、松江市と協力して手配するバスにより集団避難する。
- 全校（幼稚園含む）において対応マニュアル策定済。

平成26年5月1日現在

市名	学校等の名称	所在地	児童生徒数
松江市	鹿島中学校	鹿島町	162
	中学校：1校		162
	佐太小学校	鹿島町	97
	恵曇小学校	鹿島町	87
	鹿島東小学校	鹿島町	86
	生馬小学校	西生馬町	108
	小学校：4校		378
	佐太幼稚園	鹿島町	22
	恵曇幼稚園	鹿島町	10
	講武幼稚園	鹿島町	27
	生馬幼稚園	西生馬町	27
	幼稚園：4園		86
	恵曇保育所	鹿島町	69
	御津保育所	鹿島町	59
	マリン保育所	島根町	63
	保育所：3所		191
	松江工業高等専門学校	西生馬町	1,077
	松江ろう学校	古志町	29
	その他：2校		1,106
合計：14施設		1,923	



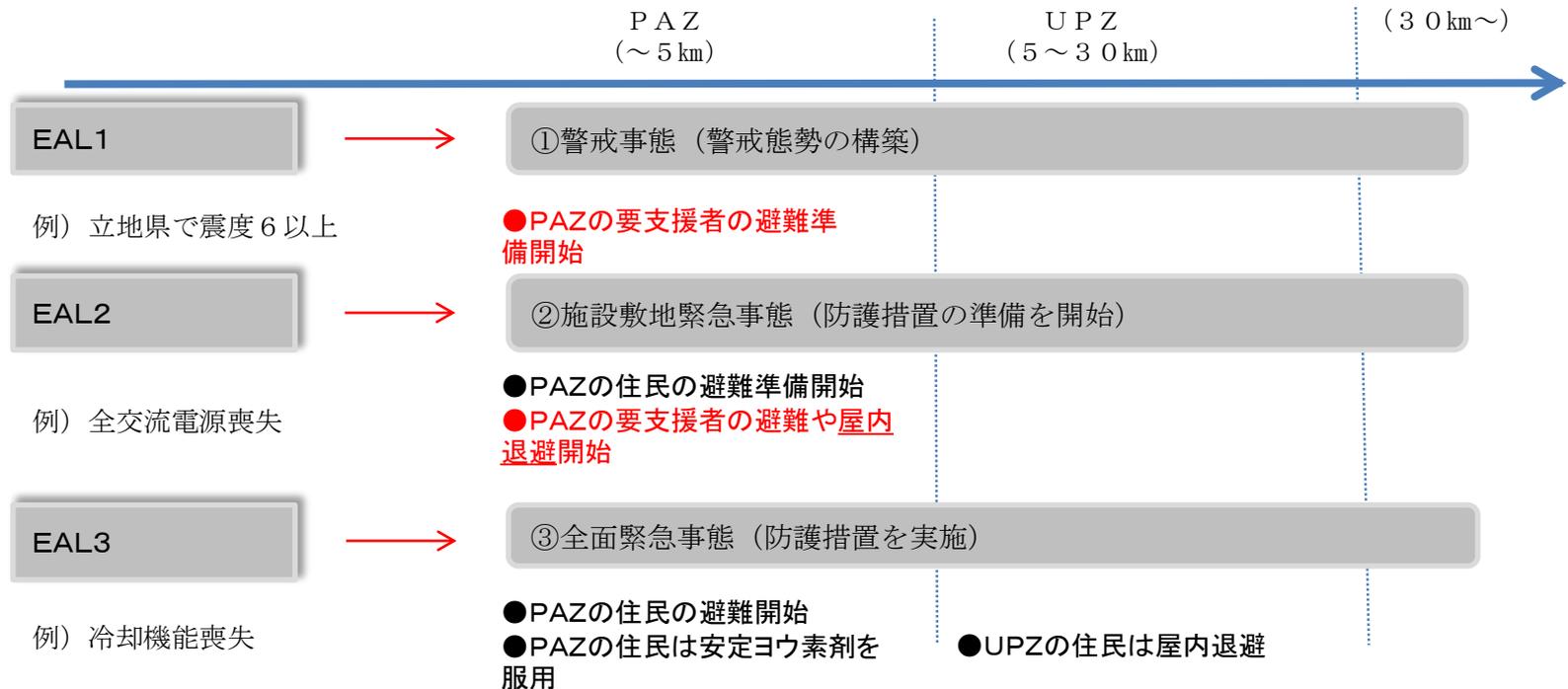
避難先施設

※保護者への引き渡しが出来なかった児童等は、避難先で保護者に引き渡し

避難行動要支援者（避難することにより健康リスクが高まる施設入所者等）の屋内退避①（屋内退避の時期等）

- PAZにおいては、EALに応じ、放射性物質の放出前に避難や屋内退避を行う。
- 施設入所者等の避難行動要支援者の避難は、通常の避難より時間がかかるため、EAL2の段階から防護措置を実施する。

EAL2の段階で、避難行動要支援者のうち、避難により健康リスクが高まらない者は避難を開始し、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は、遮蔽効果の高い建物等に屋内退避する。



避難行動要支援者（避難することにより健康リスクが高まる施設入所者等）の避難②（防護対策を行った施設の所在地図、屋内退避の方法等）

- 屋内退避施設は、放射線防護対策の工事中施設を含めて合計X施設を整備。
- 屋内退避施設は、合計約XXX人を収容。
- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる。

他地域と同様に記載したが、屋内退避施設の整備は未調整（避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討）

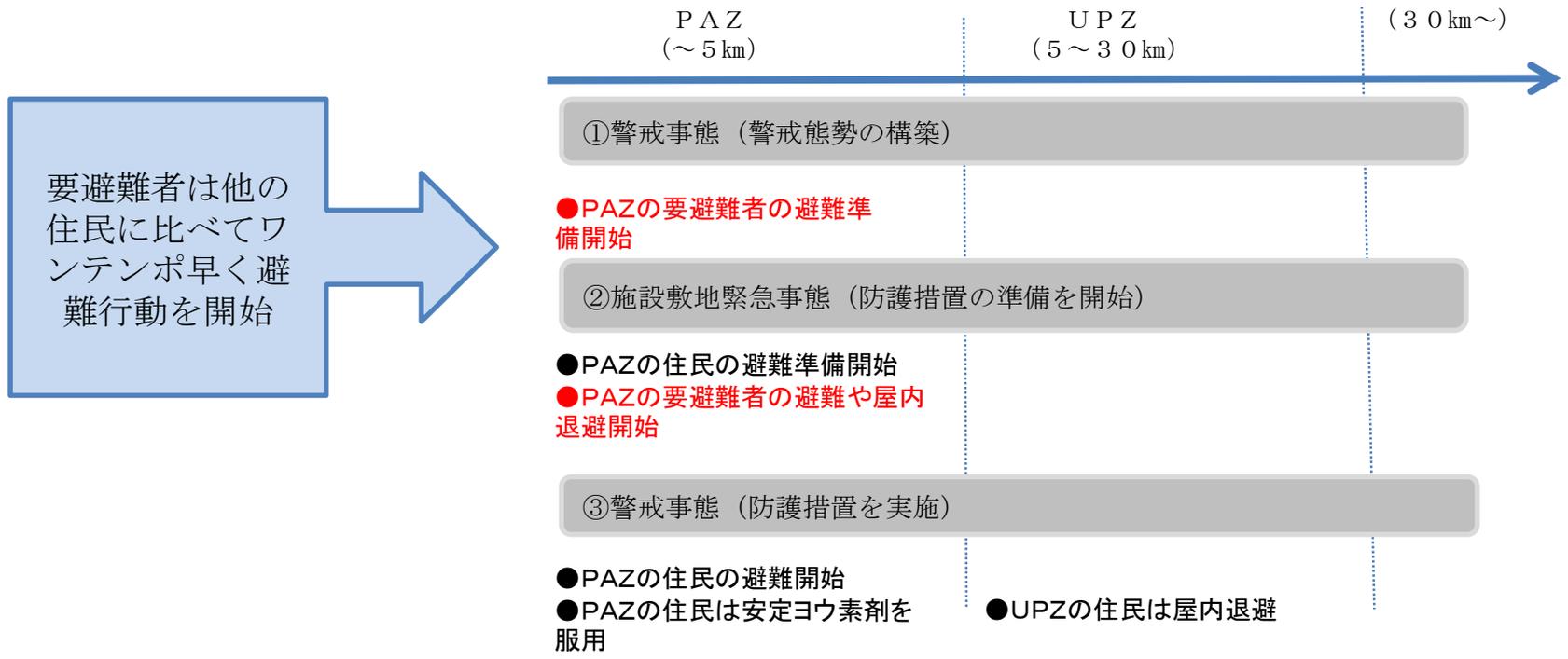
仮置き（「伊方地域の緊急時対応」の例）



- 警戒事態で、避難準備を行う。
- 施設敷地緊急事態において、松江市からの避難指示を受け、準備が整い次第、地区毎又は施設ごとに定められた避難先に避難を実施する。
- 施設敷地緊急事態要避難者は、他の避難者に先駆けて避難行動を開始。

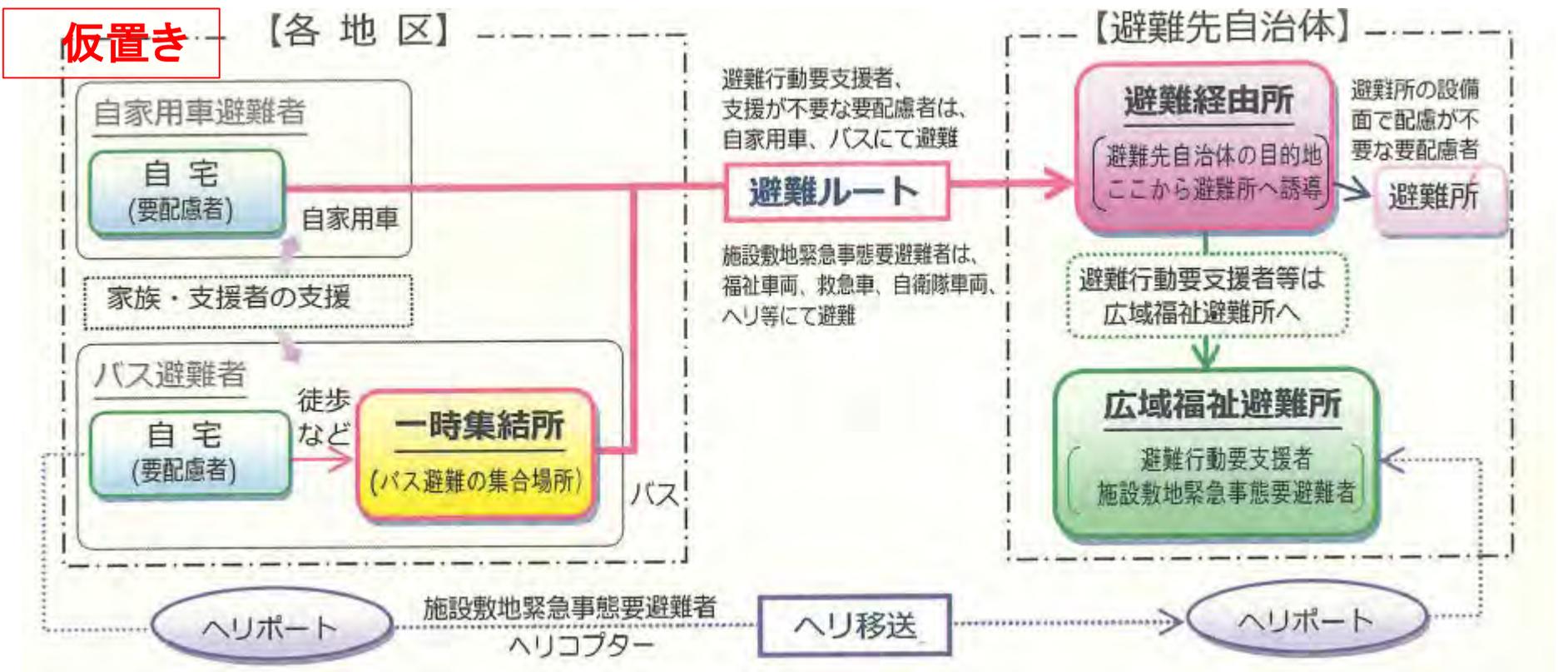
施設敷地緊急事態要避難者とは、

- 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（難病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）
- 安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

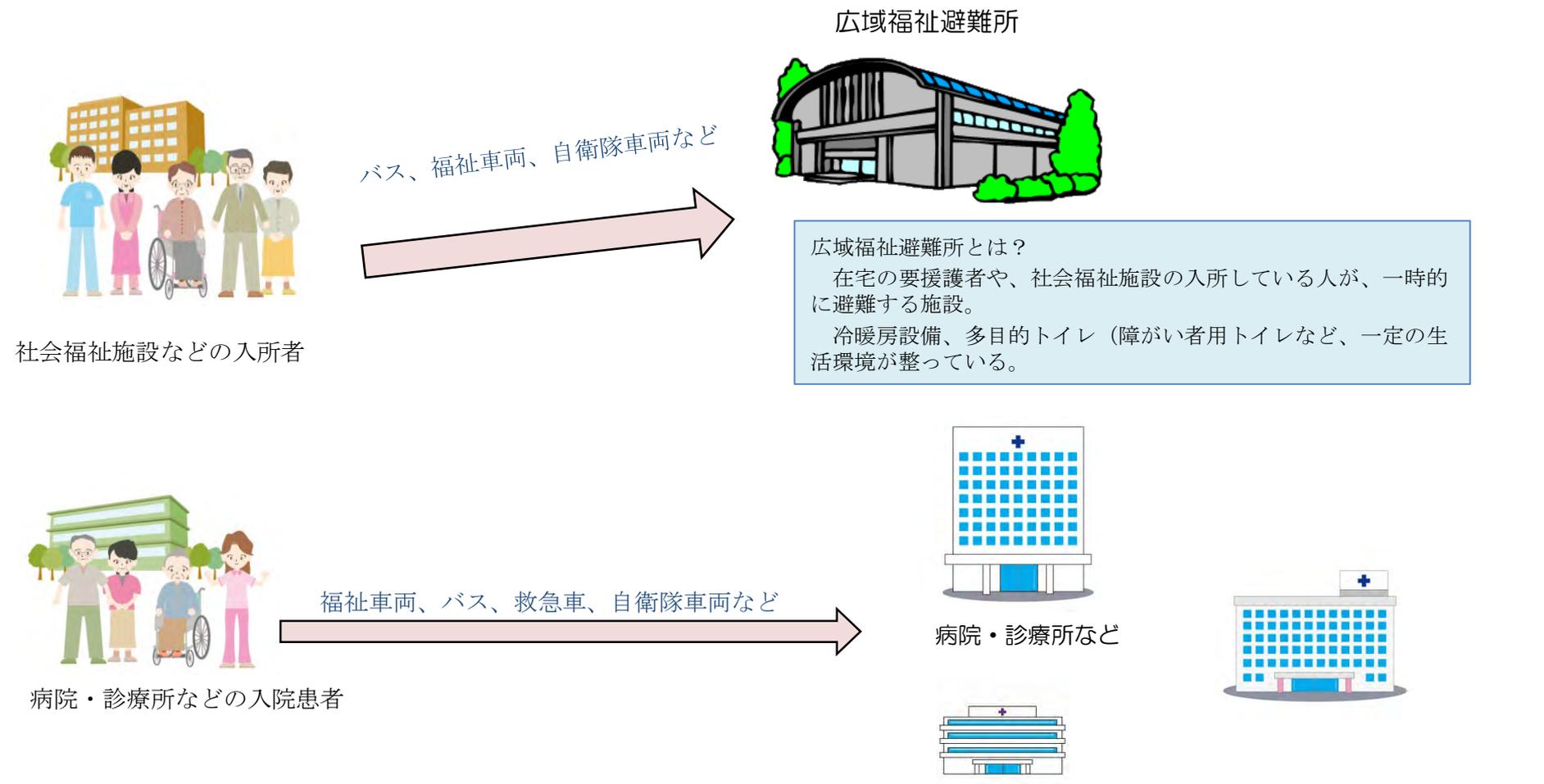


- ▶ 在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者はXXX人。うち、XX人は避難時の支援者があることを確認。残りXX人については、支援者の確保に向け要調整。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。

避難方法等については未調整。
また、避難行動要支援者の数や状態、避難の際必要となる支援者、車両等については実態調査を実施中。



➤ 社会福祉施設入所者については、広域福祉避難所へ、病院の入院患者についてはUPZ外に設定される避難先となる病院へ、移動の体制が整った後、直接避難する。



広域福祉避難所

バス、福祉車両、自衛隊車両など

広域福祉避難所とは？
在宅の要援護者や、社会福祉施設の入所している人が、一時的に避難する施設。
冷暖房設備、多目的トイレ（障がい者用トイレなど、一定の生活環境が整っている。

社会福祉施設などの入所者

福祉車両、バス、救急車、自衛隊車両など

病院・診療所など

病院・診療所などの入院患者

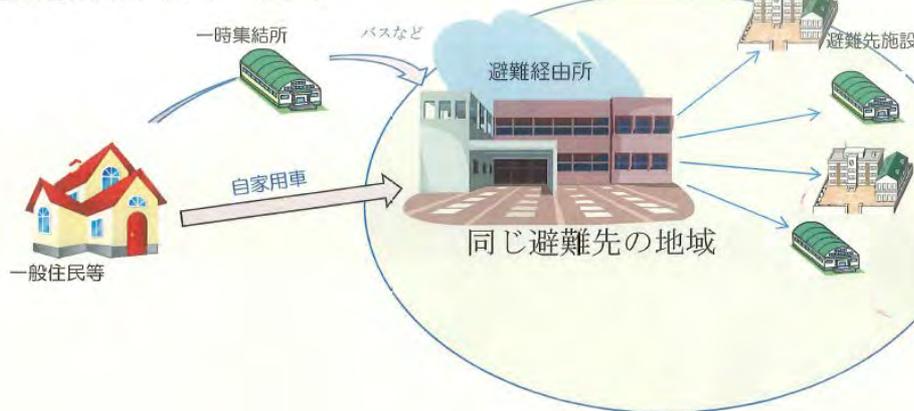
一般住民の避難

- 施設敷地緊急事態において、避難準備を行う。
- 松江市からの避難指示及び安定ヨウ素剤服用指示を受け、準備が整い次第安定ヨウ素剤を服用したうえで地区毎に定められた避難先に避難を実施する。

判断基準		PAZ (概ね5 km)
EAL	警戒事態 (EAL1)	<input type="checkbox"/> 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等 <input type="checkbox"/> 平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリングの準備
	施設敷地緊急事態 (EAL2)	<input type="checkbox"/> 施設敷地緊急事態要避難者の避難 <input type="checkbox"/> 一般住民の避難準備 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリングの実施
	全面緊急事態 (EAL3)	<input type="checkbox"/> 一般住民の避難 <input type="checkbox"/> 安定ヨウ素剤の予防服用 <input type="checkbox"/> モニタリングポスト等による測定
放射性物質放出		
OIL	緊急防護措置	
	早期防護措置	
	飲食物摂取制限	

公民館区	町丁名	一時集結所	避難先	避難経由所
鹿島 (恵曇・御津)	古浦	古浦集会所	大田市	県立大田高等学校 (大田町大田イ568番地)
	恵曇・武代	恵曇老人福祉センター (恵曇公民館)		
	手結	手結集会所		
	片句	片句集会所		
鹿島 (佐太)	御津	御津公民館	大田市	市立朝波小学校 (波根町15番地)
	佐陀宮内	鹿島武道館		
鹿島 (講武)	佐陀本郷・武代	鹿島保健センター (佐太公民館)	大田市	市立第一中学校 (大田町大田ロ656番地)
	上講武	上講武公民館		
	名分	鹿島武道館		
島根	南講武・北講武	講武公民館	奥出雲町	横田公園 (福原2034-1)
	大芦	大芦老人福祉センター		
生馬	上佐陀町 下佐陀町 西生馬町	生馬小学校	大田市	市立長久小学校 (長久町長久イ782番地)
古江	古志町	古江小学校	大田市	旧湯里小学校 (温泉津町湯里1655番地)
	荘成町		大田市	旧温泉津小学校 (温泉津町小浜イ280番地1)
	西谷町	古江小学校	大田市	市立温泉津中学校 (温泉津町福光イ310番地1)
	西長江町 東長江町 ※市道古志大野線の北側の区域	湖北中学校		

【避難の流れ (イメージ)】



仮置き

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約xxx人について、バスxx台、福祉車両XX台。
- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、松江市のバス会社が保有する車両のほか、中国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 松江市内のバス会社等と連携し、XX人程度の輸送能力を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法や他バス会社等との協力等について調整中。

必要車両数等に係る調査を実施中。

	確保車両台数			備考
	バス(台)	福祉車両(台) (ストレッチャー仕様)	福祉車両(台) (車椅子仕様)	
(A)最大必要車両台数	XX	XX	XX	
(B)車両確保台数	合計XX以上	合計XX以上	合計XX以上	
学校・医療機関・社会福祉施設が保有する車両(B1)	X	X	X	
松江市内のバス会社等が保有する車両(B2)	XX	—	—	松江市内のバス会社等が保有する車両総数XXX台
中国電力が配備する車両(B) - (B1) - (B2)	X以上	XX以上	XX以上	中国電力が近隣事業所等に車両を配備

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請